

千葉県市町村総合事務組合
給与計算システム更新業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

平成30年4月

千葉県市町村総合事務組合 総務課

1 趣旨

この要領は、千葉県市町村総合事務組合（以下、「本組合」という。）が発注する給与計算システムの構築及びデータ更新等に関する業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 業務名称

千葉県市町村総合事務組合給与計算システム更新業務

(2) 目的

再リース契約期間の終了及び構成ハードウェアの保守が終了することから、システムの更新を実施することとする。

(3) 履行期間

構築期間：契約締結日から平成30年8月31日（金）

運用期間：平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）

(4) 履行場所

本組合事務所

(5) 提案上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

ただし、この金額は企画提案の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

また、上記提案上限額を超える額で提案した者は失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件全てを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（なお、同条第2項の規定に該当すると認められる者にあつては、その事実があった後3年を経過していない者）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
- ② 対象業務の入札日（本件については公告日）前6月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(2) 平成29年度千葉県入札参加業者適格者委託名簿（情報処理）に登録されていること。

(3) この公告の日から決定の日までの間に、千葉県物品等入札参加業者の指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 千葉県市町村総合事務組合暴力団排除条例（平成30年条例第1号）に定める暴力団密接関係者に該当しない者及び利益供与の禁止に反しない者であること。
- (5) 平成25年度以降に、提案しようとするパッケージシステムにより地方公共団体からの業務を直接受託し、かつその委託業務を履行し、稼働した実績を有すること。

4 委託業務の内容

「千葉県市町村総合事務組合給与計算システム更新業務仕様書」のとおり。

5 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日
事業告示	平成30年5月14日（月）
参加申請書受付期間	平成30年5月14日（月）～5月25日（金）
質問受付期限	平成30年5月18日（金）
質問回答期限	平成30年5月25日（金）
企画提案書提出期限	平成30年5月31日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	平成30年6月5日（火）予定
業者決定通知	平成30年6月13日（水）

6 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、事務局より文書にて発送する。なお、電子媒体で必要な場合は事務局まで連絡すること。

事務局

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央4-17-8 千葉県自治会館8階

千葉県市町村総合事務組合 総務課

TEL：043-311-4155 FAX：043-227-7664

電子メール：soumu@ctv-chiba.or.jp

7 参加申請書等の提出に関する事項

本プロポーザル企画提案に参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

なお、次項に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者は、本企画提案に参加することはできないこと。

- (1) 参加申請書等の提出期限

平成30年5月14日（月）午前8時30分から

平成30年5月25日（金）午後5時まで

※郵送の場合は、平成30年5月25日（金）午後5時まで必着

（2）提出書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 類似業務実績書（任意様式）
- ④ プロポーザル企画提案書（任意様式：原本は代表者印を押印すること）
- ⑤ 業務スケジュール（任意様式）
- ⑥ 機能要件仕様書（様式第3号）
- ⑦ 業務実施体制（様式第4号）
- ⑧ 見積書（様式第5号）

（3）提出先及び提出方法

事務局に持参又は郵送するものとする。持参の場合、千葉県自治会館の閉庁日を除く、各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

（4）提出部数

上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したものを10部（原本1部、写し9部）提出すること。

ただし、図などはA3版を折り込んでも構わない。

（5）企画提案書作成上の基本事項

- ① 仕様書に記載されている要求事項に対する提案内容が全て確認できること。
- ② 記述に当たっては、説明を要せずとも理解できる内容や表現とすること。

（6）参加資格の喪失

参加申請書等を提出した者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザル企画提案に参加することができないこととする。

- ① 前記の資格要件を満たさなくなったとき
- ② 参加申請書等に虚偽の記載をしたとき

8 質問及び回答に関する事項

本プロポーザル企画提案に関する質問は、次により行うこと。

（1）質問方法

企画提案書の作成や提出に当たり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

（2）質問書の様式

様式は自由とするが、電子メールの表題は「給与計算システム更新業務企画提案に関する質問」とし、業者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。ま

た、送信データの容量は3MB以内とすること。

(3) 受付期限

平成30年5月18日(金)午後5時(必着)

(4) 回答期限及び回答方法

平成30年5月25日(金)までに参加各社へ電子メールにて送信する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

9 候補者の選定に関する事項

(1) 審査会

優先交渉権者の選定は、千葉縣市町村総合事務組合給与計算システム更新業務企画提案審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「千葉縣市町村総合事務組合給与計算システム更新業務企画提案審査基準」(以下「審査基準」という。)のとおり採点を行い、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。ただし、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

(3) ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記のとおりヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日及び場所	平成30年6月5日(火) 千葉県自治会館会議室を予定 (詳細は決まり次第別途通知する)
ヒアリング要領	①プレゼンテーション及び質疑を実施する。 ②当日の説明は、予め提出した企画提案書を使用すること。 また、動作環境(通信速度や操作性)についてもプレゼンテーションの中で実施する。なお、必要に応じプレゼンテーション用資料を作成し、使用しても良い。 ③業務を委託した場合に、本業務の責任者及び担当となる予定の者を出席させること(ただし、出席者は3名までとする)。
時間	プレゼンテーション(30分以内) 質疑応答(10分以内)
使用機器等	必要な機器類(PC、プロジェクター、OAタップ等)は全て各提案者が用意すること。ただし、スクリーン(80インチ)は本組合で用意する。

なお、ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により(任意様式)記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。

ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

10 最優秀提案者の決定等

本企画提案の最優秀提案者は、次により決定する。

- (1) 提案内容及び見積金額で、審査基準の項目によって評価し、優先交渉権者を決定する。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。
- (3) 選定結果の採否については、自己の結果のみを各提案者に文書で通知する。
- (4) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。

11 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行うこと。

- (1) 審査委員会において決定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、10(2)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立したものを請負者と決定する。
- (2) 契約書の作成
本組合と請負者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払いの条件
 - ① 前払金は支払わない。
 - ② 支払方法は、本組合と請負者が協議の上で、契約書で定める。
 - ③ 支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様は、企画提案書に記載されている事項とするが、本組合と請負者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

12 参加者の欠格に関する事項

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合及び審査委員会によるヒアリングに遅れた者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要領に違反すると認められる場合
- (6) 企画提案書に添付した見積金額が、契約上限額を超えている場合

- (7) プロポーザル参加資格要件に該当しない場合
- (8) その他、指示した事項に違反した場合

13 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本組合との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本組合が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (5) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (7) 本プロポーザル選考に対し、参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (8) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込額とする。
- (9) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。